

英語の単純現在 —遂行文と状態動詞を中心に—

三 木 悦 三

1. はじめに

Langacker (2011) (以下、L.) は、(1) のような「未来の予定 *scheduled future*」を表わす英語の単純現在 *the simple present*¹⁾ はプランあるいはスケジュールという「仮想的な事態 *virtual occurrences*」に言及している旨を主張する：

(1) The plane *leaves* in ten minutes.

「飛行機は 10 分後に出発する」という (1) の表わす内容は未来に実現される未在の事態であり、この点で「現実的 *actual*」な事態ではない。このように (1) の文をスケジュールとして意味解釈する場合には、「飛行機は 10 分後に出発する」という事態は心的表示 *mental representation* として話者の心の中に「仮想的 *virtual*」に存在している。L. によれば、スケジュールとはこのような仮想的事態 (*virtual events*) から成り立っている：

A schedule comprises a series of *virtual events*, each the mental representation of an anticipated actual event. While the represented events lie in the future, the virtual representing events are presently available whenever the schedule is known and in effect. (p. 63)

例えば、(1) の「飛行機が (10 分後に) 出発する」という事態 *represented event* は現実には未来に成立するのであるが、心的に表示される「仮想的」な事態 *virtual representing event* としては発話が行なわれる「いま—ここ」に存在している。もう少し具体的に述べれば、(1) のような場合、話者は未来の事態「飛行機が (10 分後に) 出発する」を直接に指示 *refer directly to* しているのではなく、スケジュールを参照してその記載事項 *entry* をいわば「読み取る *read off*」のである：

In expressions like (13a) [= (1)], the speaker is not referring directly to the planned future event. What she is doing, instead, is consulting the schedule and “reading off” an entry. Reading off an entry consists in activating or mentally reconstituting the profiled representing event. This virtual occurrence, which is just a matter of the speaker apprehending what she is saying, coincides with the time of speaking. (*Ibid.*)

スケジュールの記載事項を「読み取る」というのは、このような仮想的事態 profiled representing event を起動 activate させる、つまり、心の中で再構成 reconstitute することにほかならない。このように、(1) の文が表わす出来事は発話時点には存在しない未来の出来事であるが、話者が発話の内容を意味理解する apprehend what she is saying のと同時に「仮想的」な事態としては発話の時点に成立²⁾するのである、云々。

このようにして L. は「単純現在の表わす事態は発話時と同時的に生起する」³⁾という自説を、(2a)-(2c) のようないわゆる明示的遂行文 explicit performatives を抛りどころとして、(1) のように単純現在が「未来」を表わす場合についても主張するのである：

- (2a) I order you to destroy those files.
- (2b) I hereby sentence you to 30 days in the county jail.
- (2c) I promise that I will be more careful.

なるほど、(2a)-(2c) のような明示的遂行文では文を発話すること自体がそれぞれ「命令」「宣告」「約束」という行為の遂行と見なされるから、単純現在はこのような「同時性 coincidence」を示しているとは言えよう。しかしこの場合、L. が明示的遂行文について言う「同時性」とは、発話という音声・物理的な行為を行ないつつ話者自らが、例えば、‘I promise that I will be more careful.’ ということばでその自らの発話という行為をいわば「なぞる」⁴⁾(= 記述する) —— そのようなことが可能であるとして —— 「同時性」であり、この「同時性」を遂行文の「遂行性」と捉え、単純現在 ‘promise’ はこのような「同時性」を示す機能をもつと了解しているように思われる。

後論のように、われわれの見地からは、「約束(する)」という行為は話者と聴者の間で「かくあるべき事態」ないしは「妥当な事態」に関して判断が共有されていることを前提として、この「かくあるべき事態」が現実には生起するように話者が言質 commitment を与える、つまり、「請け合う」ことに

よって成立する行為である。例えば、(2c) では、「私が今後もっとよく気をつける I will be more careful.」ことが当事者双方に「しかるべき事態」と見なされていることを踏まえて、話者はこの期待されている事態の実現を「請け合う」⁵⁾ のである。この「請け合い」を話者は共同社会の一員としての資格において行なうのであり、これによって話者はのっぴきならない立場に身を置く⁶⁾ ことになる。そして、聴者もまたこのことに依拠して「約束」の履行を話者に期待するのである。遂行文の発話と同時に行為が遂行されるという場合の「同時性」とは、このように (2c) の発話と同時に「請け合い」という働きかけ、ないしは「効力 force」、が自他に対して発生するという意味での同時性であって、発話行為をことばで「なぞる」⁷⁾ というようなこととは無縁である。(1) に関して L. が主張する「同時性」もスケジュールの記載事項なるものを「読み取る」ことにおいて成立する同時性であり、記載事項を「(声に出して) 読む」(=「発話する」) ことと同時にその内容を「意味理解する apprehend」ことを言うものと理解される。確かにそれは (トリヴィアルな) 事実ではあろうけれども、単純現在それ自体の機能を説明するものとはなり得ない。

はたして英語の単純現在は、L. の主張するように、事態をことばで記述することが発話時と同時であることを示しているのか。以下、第2節では L. (2011) を批判的に吟味して L. のこの主張が当を得ないことを論じ、続く第3節では、われわれ自身の観点から遂行文の「遂行性」の実態を明らかにしたい。第4節では、議論は単純現在を経由して、いわゆる状態を表わす動詞の「状態性」に及ぶものとなる。

2. Langacker (2011)

2.1. 単純現在と「同時性 coincidence」: L. は、スケジュールに続いて、手順や処方箋の記されたスクリプト scripts を取り上げる。スクリプトにもまた「仮想的」な事態が関与している旨を L. は説く：

In “reading” a script, the virtual representing events are mentally reconstructed from their descriptions, and interpreted as models to be emulated in producing the actual events constituting a performance. (p. 63)

われわれがスクリプトを「読む read」、つまり、スクリプトを意味理解することと同時に心的に再構成 reconstruct されるもの——これを L. は ‘virtual representing events’ と呼ぶ——それが「仮想的」に成立する。そして、このようにして成立した「仮想的」な事態はわれわれがスクリプトに従って現実

に行動する際の模範 *models* となる、云々。

興味を惹き起されるのは、この場合に話者の発話が心の中の「仮想的」な事態を記述 *describe* しているのか、それとも話者の眼前に生起している「現実的」な事態を記述しているのか、いずれにも解釈可能な場合があることを L. が指摘している点である⁸⁾。L. の挙げる具体例に即してこの点を検討してみよう。(3)-(4) はシェフが調理の実演を行ないながら手順を解説している発話である：

- (3) First I *take* an egg. I *crack* it and *empty* it into a bowl. Now I *take* a cup of flour, and *put* it in the bowl with the egg. I *mix* them together...
- (4) First I *take* six eggs... I *crack* them and *empty* them into a mixing bowl... Now I *measure* out two cups of flour... I *put* them into the bowl with the eggs... Next I *beat* the mixture until it is well blended...

(3)-(4) の例について、L. は次のように論じる：

Possibly the chef is directly describing the actions themselves, in the manner of (10) [= (5)-(6)]. However, the chef is also following a script, so despite the first-person pronoun (which I take as reflecting the actual performance), he might also be describing the virtual representing events which constitute it, doing so in sync with the actual events instantiating them. (pp. 63-64)

ひとつの解釈として、(3) では、話者（シェフ）は自分の動作と解説とが同時になるように「現実的」な事態を直接に記述していると考えることができる。そして、この場合の一人称代名詞 ‘I’ も（生身の）話者自身を指していると解釈される⁹⁾。しかし、もうひとつの可能性として料理にはレシピ（調理法）というものがあるから、(3) では話者がレシピというスクリプトに従って解説しているとも考えられる。この場合には、話者はレシピを構成している「仮想的」な事態 *virtual representing events* を記述¹⁰⁾ しているのであって、(3) の一連の文に単純現在が使われるのはこの記述が眼前の動作と同時になるように行なわれているからである。このように考えると (3) の解釈は ‘ambivalent’ になる。しかしながら、(4) のように解説の後に実演 *actual performance* が続く場合もあるのだから、その場合にも単純現在が眼前の事態を記述しているとすると、発話と行為との非同時性が甚だしくなる。そこで L. としては、(3)-(4) では話者は眼前の「現実的」な事態ではなく「仮想的」な事態を記述している¹¹⁾ のであり、この記述を実演の動作と同時になるよ

うに行なうのだが、(4)のように実演との間に非同時性が見られるのは解説のひとつのスタイルである¹²⁾云々と主張するのである。

ところで、しかし、L.の言うように実際の動きと同時にるように(3)を発話するとしてもその場合、話者が記述している対象はレシピの中の「仮想的」な事態である。真に説明されなければならないのは、レシピの仮想的事態を記述した単純現在を実演の動きに合わせて発話する同時性ではなく、レシピの中の仮想的事態を単純現在で記述する際に一体どのような発話時との同時性があるのか、この点でなければなるまい。そうでなければ、L.の唱える「同時性」による説明を貫徹したことにはならないのであるから。

以上を要するに、L.の「同時性」による単純現在の説明的を外れているということである。わけても、議論の中軸をなす「現実的 / 仮想的」の区別が判然とせず、妥当性を欠くもののように思われる。この点を見定めるためにも節を一旦改め、次節ではL.が「仮想的」に対して「現実的 actual」と見なす事態を一瞥しておくことにしよう。

2.2. 「現実的 actual」 vs. 「仮想的 virtual」: 単純現在の発話が「現実的」な事態を記述するためには、L.に従えば、次の2つの条件を充たさなければならない：(I) 事態がそれを記述する発話と同時的に遂行可能なものであること¹³⁾(これを‘durational’な問題と言う)、(II) それがどのような事態であるか、これを事態の発生と同時に話者が同定可能であること¹⁴⁾(これは‘epistemic’な問題と呼ばれる)。このような基準をL.は明示的遂行文を論拠として立て、単純現在の本質は発話とそれが記述する事態との「同時性」を示す点にあると主張するのである。

遂行文では、確かに発話と同時にそれが表わす行為が遂行されるから(I)の条件は充たしているように思われるし、また遂行文では話者自身が行為を遂行するのであるから行為を前もって意図することが可能であり、(II)の条件も充足していると言えよう。したがって、遂行文のように事態がそれを記述する発話と同時に遂行できるものであり、かつその行為が話者を主体として意図的に行なうことのできるものであれば単純現在が容認されると述べて、L.は(5)-(6)の例を挙げる：

(5) I *move* my rook to QB3, and *capture* your knight.

(6) I *raise* my hand. I *lower* my hand. I *turn* to the left. I *turn* back to the right.

(5)は、話者がこの文を発話しつつ、それに合わせてチェスの駒を移動させている状況である。L.によれば、(5)の話者は発話と同時にるように自分

の動作を調節しながらこの文を発するのである。このような状況は実際に起こりうるであろう。しかし、L. の言うような事態と発話との「同時性」は、遂行文の示す同時性、いわゆる「遂行性 performativity」とは同日の談ではない。遂行文が行為を「遂行」と言う場合の行為は、第1節で「約束」について述べたように、言語的な意味を介した行為（「働きかけ」）なのであって、チェスの駒の移動や身体動作と同次元の物理的・身体的な（発声）行為を言うものではない。加えて、前節 (3)-(4) の調理の実演でも触れたように、(5)-(6) の場合にも実際の動作を必ずしもこれらの発話と同時にこなす必要はないのであるから、一体どのような基準で、「現実的」な事態を表わしている (5)-(6) を「仮想的」な事態を表わしている (3)-(4) から区別するのか、L. の議論ではこの肝腎な点が詳らかではない。

(5) の表わす「QB3にルークを動かす」「ナイトを取る」という駒の動きはチェスというゲームのルールに規定された動きであり、調理を実演する場合と同じようにスクリプトが関与しているのではないのか。(6) のような発話が行なわれる状況についてL. は「何らかの理由で」¹⁵⁾ とのみ述べて詳細な解説を与えていないが、このような発話が現実に行なわれるのは、例えば、話者が‘raise (one’s hand)’、‘lower (one’s hand)’等のことばの意味を身を以て教示している、つまり「実演」している場合か、あるいはこの一連の身体動作が、例えば、体操の「手順」を表わすような場合であって、いずれにしてもそれぞれの動作が所定の動作である場合にかぎられている。言い換えれば、(5)-(6) を (3)-(4) から区別する根拠はないということである。かくして、L. が「現実的」と判断する (5)-(6) とこれに対して「仮想的」と見なす (3)-(4) とは、結局、同じ用法であるということに帰着する。

このような議論の不整合は「現実的 / 仮想的」という事態区分を軸にしたL. の主張が錯認の所産であることを示唆しているように思われる。そして、この不首尾に対処する手立てとして「過渡的」と称される彌縫策が持ち出されることになる。次節ではこの点を見極めておかななくてはならない。

2.3. 「過渡的 transitional」なケース：L. の議論の不整合は (7) のようなスポーツの実況放送に見られる単純現在の用法に関しても露呈している：

(7) He *hits* it into the hole. Jeter *makes* a nice stop. He *fires* to first, and *gets* him by a step.

(7) についてL. は、このように単純現在が実況中継に頻繁に観察されるのは、選手の個々の動作がことばで記述するのにほどよい時間内に遂行されるから

であり、またそれぞれの動きが極めて定型的で、迅速に同定でき、予測することすら可能だからである¹⁶⁾と述べる。しかし、選手のひとつひとつの動作が容易に同定され予測可能であるのは、チェスの場合と同じように(7)の野球もルールに規定されたゲームであり、個々の動作はルールという「スクリプト」から逸脱しないかぎりで許容され、それゆえまた概ね定型的になっているからではないのか。L.もこの点を認め、次のように続ける：

Observe that events that depart from the usual script, like the fight in (11)c [= (8)], are not reported in the present. (p. 60)

L.の指摘するとおり、野球というゲームを「野球」たらしめる所定の動きではない動き、例えば、観客同士の乱闘あるいは監督がゆっくりとマウンドに歩み寄るといような動作は、(8)-(9)に示すように単純現在によって記述され得る動作ではない：

(8) A fight {*has just broken out*/**breaks out*} in the stands!

(9) The manager {*is walking*/**walks*} slowly toward the mound.

それでは、(7)の実況中継に見られる単純現在は眼前に生起する「現実的 actual」な事態を直接に記述しているのか、それともすでに見た(1)のスケジュールや(3)-(4)の調理実演の場合と同じように「仮想的 virtual」な事態を記述しているのか、この点がいよいよ問題となる。これに対して、L.は(7)を「過渡的 transitional」なケースと見なして対処しようとする。すなわち、(7)の単純現在は「現実的」な事態を記述しているが、しかし「仮想的」なスクリプトにも依存している旨を主張するのである。引用が長くなるが、L.をしてこの間の消息を語らしめよう：

Play-by-play reporting represents a transitional case between present and non-present uses of the present. To the extent that it relies on scripting or a fictive viewing arrangement, it resembles the latter. Non-present uses of the present are all based on departures from the default viewing arrangement. When these are properly recognized, an account in terms of temporal coincidence can be rescued. (p. 60)

(7)は、眼前に展開する試合を実況放送しているという点では「現実的」であるが、野球のルールというスクリプトの関与があり、また‘a fictive

viewing arrangement'¹⁷⁾——つまり、実際の選手の動きとこれを記述するアナウンサーの発話との時間的ズレを便宜上、同時的と見なすという「虚構」——が見られる点では「仮想的」なケースに近似 resemble している、云々。このように(7)が「現実的」であり、かつ「仮想的」でもあることを捉えて、L. は「過渡的」と称するのであるが、はたしてこれは吟味に耐える議論であるか。

実際の動きとそれを記述する発話との時差は、先述のように、L. が「現実的」な事態を記述しているとする(5)-(6)にも生じるのであるから、この点は(7)を「仮想的」と見なす決定的な根拠にはならない。(7)にスクリプトが関与している点はよいとして、では、その単純現在 '(He) hits (it into the hole).' / '(Jeter) makes a (nice) stop.' / '(He) fires to first.' / '(He) gets (him by a step).' は眼前の「現実的」なプレイを(時間的なズレこそあれ)記述したものなのか、それとも「仮想的」な事態を記述した¹⁸⁾、つまり、スクリプトを「読み取つ」たものなのか。答えは前者、すなわち、(7)は「現実的」な事態を記述した発話でなくてはなるまい。後者であれば、スケジュールや調理の実演が('ambivalent' としつつも)「仮想的」と見なされたように(7)も「仮想的」と見なされ、「過渡的」などということを持ち出す必要はないからである。そうすると「過渡的」なケースというのは、あくまでも「現実的」な事態を記述しているが、スクリプトやスケジュールといった「仮想的」なものにも何らかのかたちで依存している、そのような場合を指すことになる。明確さに欠ける定義ではあるが、以上を念頭に置いてL. がやはり「過渡的」なケースと見なすもうひとつの例(10)を検討してみよう。曖昧な定義のしからしむるところでもあるが、そこにはL. の主張内容にまたしても不整合が認められる：

- (10) The suspect *enters* the store. Now he *approaches* the counter. He *hands* the clerk a note. Now he *pulls* back his coat, and *shows* her the gun.

(10)は、以下の引用に示されているように、警察官がモニターに写し出された監視カメラのビデオ映像を見ながら同僚に犯行(強盗事件)の模様を解説しているという状況で発話される：

One detective, who has previously viewed the tape, narrates what is happening as it happens, in the manner of (12)a [= (10)], describing each event as it appears on the monitor. (pp. 60-61)

L. によればビデオの映像は出来事それ自体 *events themselves* ではなく、出来事を写し出したもの *representations of the events* ということになるが、では、ビデオ映像を見ながら発話された (10) は「現実的」な事態を記述したものなのか、それとも映像という「仮想的」な対象を記述したものなのか。自明とも言えるこの問いに対して、L. は次のように答える：

It seems to me quite evident that they are directly describing the representations rather than the events themselves. When the detective says *He hands the clerk a note*, he is directly describing something that happens in the context of the surveillance video. Of course, since the events on the video are representations of actual events, the expressions also describe the latter—but only indirectly, via the description of the video events representing them. (p. 61)

明らかに (10) はビデオという「仮想的」な対象を記述している。しかし、ビデオの映像が現実を写し取ったもの *representations of actual events* である以上、「間接的 *only indirectly*」ではあれ、(10) は「現実的」な事態を記述したものである、云々。何とも苦しい弁明に聞こえるが、ここには同じ「過渡的」なケースと見なされる (7) の実況放送の説明とは微妙な食い違いが見られる。すなわち、(7) の単純現在は「現実的」な事態を記述しているのであったが、(10) では単純現在は「仮想的」な事態を記述する——そして、間接的に「現実的」な事態を記述する——と言うのである。この両者を L. はいずれも「過渡的」と見なすのであるから、それでは「現実的」な記述と「仮想的」な記述とは一体どのように区別されるのであるか、われわれはふたたび同じ問いを発せざるを得ない。議論の要をなす「仮想的事態 *virtual occurrences*」なるものの正体が一向に判然としないのである。

このように議論を錯綜させる原因は「仮想的事態」にある。この用語の不徹底な定義が読者の理解を妨げているのである。「過渡的」なケースという L. の主張も、つまりは、この不徹底な定義の結果として議論内部に生じる不整合を取り繕うための方便に過ぎない、このように結論して恐らく差し支えあるまい。「単純現在は発話時との同時性を表わす」というのが L. の一貫した主張であるが、それでは「過渡的」と見なす (10) の単純現在を L. はどのように説明するのであるか。かくして、議論はいよいよ L. の時制論の核心部に至る。

2.4. 単純現在と類型化：L. が「仮想的」な事態ということを持ち出したのは、冒頭 (1) のような「予定」を表わす単純現在を説明するためであった。現実

的には未在であり、未来に起こる出来事であるにもかかわらず、「予定」が単純現在で表わされるのは、(1)の発話がスケジュールという「仮想的」な心的表示 *mental representation* を「読み取る」行為だからである。「読み取る」という行為、言い換えれば、「仮想的」な事態を再構成 *reconstitute* する行為が発話と見なされるかぎりにおいてここにはつねに、トリヴィアルではあれ、事態と発話との「同時性」が存在する。(1)の単純現在はこの同時性を示しているというのがL.の主張であった。同じ説明が(3)-(4)の調理の実演についても与えられた。調理の実演においてもレシピという「仮想的」な事態を記述 *describe* しているのであって、話者はこの記述を調理の動作に合わせて行なうのである。このようにして、(3)-(4)の場合にも調理の実演という事態と発話との同時性が確保される。では、(10)のビデオの場合はどのように説明するのか。ビデオの場合にも話者は「仮想的」な事態を同時的に記述しているのであり、この理由で単純現在が用いられると言うのか。この疑問に対するL.の回答を見る前に、もう一例、いわゆる「歴史的現在 *historical present*」と呼ばれる単純現在の用法を一瞥しておく必要がある：

- (11) I'm working late last night, just getting ready to close up, when this guy *walks in*. He *comes* to the counter and *gives* me a note. Then he *pulls* back his coat and I *see* a gun.

(11)は、店内に強盗が押し入ったときの模様を話者(店員)が現在時制を使って回想しているという設定であるが、その記述が進行形とともに単純現在によって行なわれている。このような例をL.は過去の出来事が回想 *recall* というかたちで話者の心中に再現されるケースと見なし、この再現を「心的再生 *mental replay*」と呼ぶ。(11)の場合には、過去の出来事はもっぱら話者の記憶の中に存在しているから、それについて語る際には話者は記憶されている内容をことばによって記述することになるが、これはL.流に述べれば「仮想的」事態を記述するということである。では、その場合の単純現在にはどのような説明が与えられるのか。ふたたび引用が長くなるが、前掲(10)のビデオに関する疑問にも答えるかたちでL.は次のように説く：

In (12a) [= (10)], the detective describes each virtual event as it occurs on the monitor. They are all roughly of the proper length. For longer events, the detective would probably resort to the progressive: *Now he's walking around the store to be sure there's no security guard*. Likewise, a speaker using the

historical present describes events coincident with their successive recall. Or to put it another way, the speaker relives the events by recounting them. And since they are only being recalled (not actually occurring), duration is not a problem: by adjusting the speed of the replay, the representing events can always be made to coincide with the time of speaking. (pp. 61-62)

ビデオ映像を解説したり、過去の記憶を回想する場合には、話者は次々と展開する「仮想的」な事態と同時にるように記述を行なうのである。例えば、記憶を回想する場合には、記憶の中の出来事をあたかもスローモーションの映像を映し出すように速度を落として回想すれば、ことばでそれを同時に記述するということが可能になる。(11)の単純現在はこのような「同時性」を表わしているのである、云々。ところで、しかし、記憶と呼ばれるものには視覚的記憶のみならず、聴覚的記憶も匂いの記憶もあると思われるが、記憶をスローモーションで回想するというようなことが実際問題として可能であるのか。少なくとも万人が容易に為しうることではあるまい。

それでは(10)のビデオの映像はどうか。この場合にはもちろんスローモーション再生ということが可能であるが、しかし警察官がビデオ映像を解説している(10)の発話についてそのような状況をLは設定しているわけではない。実のところ、スローモーションであろうと普通速度であろうと、(10)-(11)のような場合には単純現在による記述が可能なのである。では、Lは(10)-(11)の単純現在を一体どのように説明するのか。話者は眼前に次々と展開する映像を瞬時に同定して、間髪を入れずに適確な記述を行なっているとでも言うのか。それはまさにL自身が指摘する‘durational’と‘epistemic’の二つの条件に抵触することがらではないのか。かくして議論はふたたびふりだしに戻る。Lの関心は終始一貫して事態と発話とを時間的に一致させること以外になく、(10)についても、犯人の動作がことばで記述するのに適度の長さ *all roughly of the proper length* であるから「同時的」な記述が可能であると述べて事足れりとしているありさまである。

われわれの見地から捉え返すならば、この場合、注目すべきは犯人の動作の時間的長さなどといったことではなく、(10)の話者が事前にこのビデオを見ている *one detective, who has previously viewed the tape* という点であろう。これによって話者は犯人の一連の動きを類型的に把握することが容易になる。話者は捜査官としての知覚・認知の態勢を発動し、そして同僚もまた同じ知覚・認知の態勢を発動させて、プロの捜査官として共有する「犯行の手口 *modus operandi*」という観点からビデオの映像を把握するのである。(10)の単純現在はまさしくこのような認知の態勢を示すものにほかならない。「歴

史的現在」と称される(11)にも同じ類型化が見い出される。(11)の話者(店員)は‘this guy walks in’, ‘he comes to the counter and gives me a note’, ‘he pulls back his coat and I see a gun’等々の記述をとおして犯人の動きを常套的・ステレオタイプ的な行動として類型化するのである¹⁹⁾。

このような「類型化」ないしは「一般化」が可能になるのは、同じ知覚・認知の仕方が聴者にも共有されているという信憑が話者にあるからである。例えば、(10)の話者は同僚もまたプロの捜査官として同じ見方をすることを信憑し、この「プロ」としての視点に立ってビデオの映像を記述(=同定)²⁰⁾するのである。話者も、そして聴者もまた、単なる一個人以上の「プロの捜査官」として事態を認知することによって理解を共有するということが可能となる。同じことは前節(7)の実況放送にも当てはまる。実況中継のアナウンサーはこのような一般化された見地に立って、選手の個々の動きを野球というゲームのルールに規定された「プレイ fair play」として知覚・認知するのである。一般化された見地に立つとは野球をいわゆる「野球」として見る知覚・認知の態勢をとるということであり、実況アナウンサーは「野球を知る者」としての見方を働かせて事態認知を行なうのである。そして観衆もまた同じ認知の態勢を働かせる。このようにして観衆がアナウンサーの発話(7)に表わされる認知の態勢と同じ態勢をとる(=同調する)ことによって、眼前のあれこれの動きはいまや野球というルールに従った「有意味」な動作として観衆に知覚・認知され、やや誇張して言えば、この事態把握と同時に「野球」というゲームが眼前に立ち現われるのである。(7)の単純現在が臨場感 *vividness* を表わすと言われるのはこのような事態把握にかかっているのであって、L.の言う選手の個々の動きとこれを記述する発話の「同時性」²¹⁾云々といった次元の問題ではあり得ない。要は(7)の話者が用いる知覚・認知の仕方が観衆のそれと軌を一にしているという点である。このように相互に共有されている事態把握の仕方に訴えて、この「一般化」された見地において所与の事態を記述・同定する——このような事態把握が単純現在によって示されていると言うことができよう。

「一般化」された見地という点は調理の実演の方がむしろ理解されやすいかもしれない。先節の(3)-(4)では、なるほど話者(シェフ)は一個人として調理をしているのではあるが、シェフの調理が「実演」と見なされている状況では、いわばシェフは実演を見る視聴者の一人ひとりになり代わって調理をするのであって、それぞれの視聴者もまたシェフの動作をあたかも自分の動作として認知するのである。このようにして相互が一体的に同じ認知の態勢をとる、別言すれば、同調する、ことによって、「実演」という事態がその場に成立するのである。この場合にも、シェフが特定個人としてではな

く、視聴者の誰でもがそのようにあり得る者として発話を行なっている、このことが了解されるのではないかと思う。話者は「調理の仕方を知る者」としての立場に立って、同じ物の見方・行動の仕方が視聴者にも共有されるよう、視聴者の眼前においてその事態認知を実践するのである²²⁾。(3)-(4)の単純現在はこのような事態の認知が行なわれていることを示すものにほかならない²³⁾。

3. 単純現在と遂行文

3.1. 遂行文の「遂行性」: われわれが共同社会の一員として生育し、共同社会の行動形態・生活慣習を身につけ、言語を習得するということは、知覚・認知の仕方、五感の働かせ方、判断の仕方等々を一定程度互いに共有するということでもある。このような「共有」にはことばの使い方も含まれる。すでに触れた(6)の‘I raise my hand. I lower my hand.’のような発話が行なわれるひとつのケースは、そこでも述べたように、ことばの使い方を話者が身を以って実演している状況であろう。‘raise (one’s) hand’ というのはこうすることだ」「これを ‘raise (one’s) hand’ と言うのだ」と話者は自分の手を上げ下げしながら(6)を発話するのであるが、このとき話者は一個人以上の、いわば「言語を正しく知る者」としての立場に立つのである。このような一般化された立場を志向しつつ話者は「模範 paradigm」を体現しようとする。そして教えられる側もまた、「言語を正しく知る者」たらんとして、(6)の話者がその身に体現している動作²⁴⁾をとおして「模範」を志向するのである。この過程には試行錯誤が含まれるが、ともかくも互いの知覚・認知の態勢が同調し合うとともに相互の意思疎通が成就する。われわれの意味理解はこのように相互が「模範」²⁵⁾とでも言うべきものを志向することによって達成されるのである。この互いが志向する「模範」を人格化 personalize したものを「言語を正しく知る者」と言い表わしたのであるが、これを言語にかぎらず、われわれの共有する物の見方・感じ方・行動の仕方等々にまで押しひろげて「ひと one」と呼ぶことができよう²⁶⁾。

以上の見地に立脚して、われわれは遂行文を考察することができる。例えば、トランプにおける‘I pass.’「パスします」という宣言 declaration 行為を考えてみよう。この場合、話者は単なる一個人としてこの発言を行なうのではなく、「トランプの参加者 player」という立場において‘I pass.’を発話するのである。現実には太郎という特定個人が‘I pass.’と発話するにもせよ、その発話は太郎が「プレイヤー」であるかぎりにおいて「パスする」という宣言行為となるのであって、この場合の単純現在もまた‘I pass.’という発話が「プレイヤー」という一個人以上の立場において行なわれていること示し

ていると言えよう。話者はトランプのゲームに参加する誰しもがそうである「プレイヤー」という立場に立ってみずからの発言行為を‘I pass.’と同定するのである。これによって、太郎の‘I pass.’という発話は太郎という特定個人の発言としてではなく、「ゲームの参加者が（しかるべき状況で）プレイを辞退する」行為と見なされるものとなる。‘I pass.’という発話を行なうと同時に「パス」という宣言（行為）が遂行されると言われるのは、このように太郎であれ次郎であれ誰が‘I pass.’と発話しようとも、それがトランプの参加者であるかぎり、その発話はルールに定められた所定の行為として意味理解される、このことを言うものにほかならない。このような「遂行性 performativity」を可能にしているのは、ゲームの参加者にルールが共有されていることに加えて、ゲームに携わるかぎり、各人は「プレイヤー」という一般化された立場——「ひと」としての立場——に立っているという前述した点である。なるほど参加者は個人としてゲームを楽しむのであるが、しかし同時に、ひとしく「プレイヤー」なのでもあって、参加者個々がこの「プレイヤー」としての知覚・認知の態勢に同調しているかぎりにおいてトランプというゲームが参加者に現前化するのである。

3.2. 「宣告」「命令」「約束」「断定」：前節で‘I pass.’について述べたことは、次のようないわゆる明示的遂行文が示す「遂行性」にも当て嵌まる：

- (12) I order you to destroy those files. (=2a)
- (13) I hereby sentence you to 30 days in the county jail. (=2b)
- (14) I promise that I will be more careful. (=2c)

例えば、(13)の‘I’は「裁判官 judge」としての話者を指すものであり、‘you’もまた特定個人を指しつつも「被告 defendant」という立場に立つかぎりでの聴者を指している²⁷⁾。(13)がこのような見地において発話されることによって、この文の発話と同時に、その発話は法制度に定められた「裁判官が被告に刑罰を言い渡す」行為、すなわち、「宣告 sentencing」として意味理解されるものとなる。このとき、話者も聴者もそれぞれ「裁判官」「被告」という一般化された立場にあるのみならず、他の当事者も「法廷 a court of law」というスクリプトに規定されたそれぞれの役割を協演している。(13)の話者はこの「裁判官」としての立場において自らの発言を‘I sentence you...’と記述・同定するのである。かくて、話者が代わり、聴者が別人となり、その場に居合わせる人々が入れ替わり、判決の内容が変わっても、当事者個々がひとしく「法廷」というスクリプトに同調するかぎり、(13)の発話と同時に、

つねにそれは（あの）宣告行為として意味理解されることになる。これが(13)の発話に付帯する「遂行性」である。

(12)のような「命令 order」を表わす発話についてはこれまでも論じるどころがあった²⁸⁾が、再論を厭わず、検討してみよう。「命令」という行為が遂行されるためには話者も聴者もひとしく「上司一部下」という組織的・制度的な階層関係に同調することが前提となる。このような関係に立って、(12)の話者は組織の「上司 superior」として「部下 subordinate」である聴者に対して(12)の発言を行なうのである。「上司」とは「部下」との関係において規定される立場であり、「部下」という立場もまた「上司」との相対的な関係において規定することが可能となる。われわれは共同社会の成員としてこのような関係に「ふさわしく」行動できるように自己を形成してゆくのである。(12)の単純現在はこの発話が「上司一部下」という一般化・組織化された立場において行なわれることを示している。ところで、(12)の発話には「(君が) ファイルを破棄する '(you) destroy those files」ことが状況からして「妥当 appropriate」であるという話者の判断が含まれている。話者は「上司一部下」の関係に抛りつつ、「そのファイルを破棄するべし」という判断を聴者に差し向けるのである。聴者としては、「上司一部下」という関係を維持しようとするかぎり、換言すれば、「組織の一員」としてあり続けようとするかぎり、上司たる話者の妥当性の判断にみずからも同調して「ファイルを破棄する」ことを（ほとんど）選択の余地なく促されることとなる。このように、(12)の発話によって話者は聴者を「促す」のであり、聴者もまた(12)の意味理解をとおして「促さ」れるのである。かくして、話者（上司）が(12)を発話すると同時に、その発話によって聴者（部下）を「（選択の余地なく行動を）促す」、つまり、「命令する」という働きかけが遂行される。この「働きかけ」こそがほかならぬ遂行文の「遂行性」なのであり、「促す」という働きかけを直観的・比喩的に「力」として捉えたものがいわゆる「発語内的効力 illocutionary force」と呼ばれるものにほかならない。

さて、(14)の「約束 promise」という行為には共同社会の構成員としての立場が係わる。なるほど、話者は特定個人として「約束」をするのであり、一個人としてそれを履行する責任を負うのであるが、「約束」という行為に随伴する履行義務は「約束」が共同社会の一員としての立場において行なわれるという点にかかっている。「約束する」とは「請け合う」ことであり、(14)では、話者は聴者との間に共有されている²⁹⁾ 事から——「私 (= 話者) が今後もっと気をつける 'I will be more careful.' ——の妥当性を(14)の発話によって「請け合う」のである。話者（太郎）はこの「請け合い」を共同社会の一員、すなわち、「ひと」として、同じく「ひと」たる聴者（次郎）に

対して行なうのである。これによって、話者は共同社会のれっきとした一員として処遇され続けようとするかぎり、「(自分が) 今後もっと気をつける」という事態の実現をわが身に負わされる者となる。そして、このように話者が「ひと」としての資格を賭けて未在の事態（「私が今後もっと気をつける」）の実現を同じく「ひと」たる聴者に「請け合う」のであるから、「約束」の不履行は単に聴者一個人に対する約束違反にとどまらず、共同社会一般に対する約束の不履行とも言うべきものとなる（「太郎は人に対する約束を守らない」）。と同時に、この構制に依拠することによって、聴者としても話者の発言に「信頼」を掛けるということが可能となるのである。(14)の単純現在はこのように発話が単なる一個人以上の「共同社会の一員」＝「ひと」という一般化された立場において行なわれていることを示すものであり、まさしくこの構制によって、話者・聴者がそのつどに代わり約束の内容が変化しても、「ひと」としての資格を賭けて事態の実現を「ひと」に対して請け合うこと、すなわち、「約束」という行為が遂行文の発話と同時に遂行される所以となる。

「共同社会の一員」という点は、より基本的に、いわゆる「断定 *assertion*」という行為にも係わる。われわれは「共同社会の一員」としての資格において発話という行為を行なっているのである。例えば、

(15) 'Taro mowed the lawn yesterday.'

という発話では「断定」が遂行されるが、「断定」とは共同社会の成員としての立場を賭けて「請け合う」ということであり、話者はこの立場に立って(15)の表わす内容（「太郎は昨日、芝を刈った」）を「事実 *fact*」として請け合うのである。この「請け合い *commitment*」は '*I assert/say/state that Taro mowed the lawn yesterday.*' 等のかたちで明示され得るが、この場合の単純現在もまた話者が単なる一個人以上の「言語共同体の成員」＝「ひと」としての資格において発言を行なっていることを示すものと見えよう。発話を行なうということは確かに個々人それぞれの意思にもとづくことであるが、それが発言としての「意味」を有し、この「意味」を媒介として他者に働きかけるものであるかぎり、「断定」はつねに話者が「ひと」として請け合うという構制をとる³⁰⁾。話者が「ひと」としてみずからの発言内容を請け合うということは同じく「ひと」たる聴者にその内容を真に受けるよう「促す」ということでもある。そして、「断定」がこの構制をとることによって、同じく「ひと」としての立場に立って聴者が「イナ」「シカラズ」と話者の発言に対して違和感を表明する、つまり、相手の発言内容を「否定 *negate*」するとい

うことが可能となるのである。ちなみに、「疑問 question」ということもまた同じ構制に拠っている。話者は「ひと」として「太郎が昨日、芝を刈った」ことを請け合うことができない、「ひと」としての確信に欠ける、この不充足感を聴者に向けて表明するのである。これが「疑問」という行為であり、これによって聴者としても同じ「ひと」たる者として相手の不充足感に応えるべく情報を供与するように促される所以となる³¹⁾。

4. 単純現在と状態動詞

4.1. 状態動詞の「状態性」: これまでに取り上げた単純現在のいくつかの用法に加えて、いわゆる「状態」を表わす動詞に単純現在が用いられるケースがある。(16)-(18)の文はいずれも主語の地理的な位置・場所という現在の「状態」を表わしている：

(16) Belgium *lies* between France and the Netherlands.

(17) A statue of Bill Clinton *stands* in the plaza.

(18) They *live* in Chicago.

このような文では、通例、動詞‘lie’, ‘stand’, ‘live’等は「非完結的 imperfective」な意味を持つと見なされる。「非完結的」というのは動詞の意味が「境界 boundary」を持たないということであり、例えば‘lie’は対象（主語）が「(ある場所に)位置している」のように始点も終点も特定できない持続的な状態を表わしている。動詞‘lie’の有するこの「非完結性」によって、(16)では「ベルギーはフランスとオランダの中間に位置する」という事態がこの文の発話時にも存在していると意味解釈することが可能となり、単純現在は事態の存在と発話時との「同時性」を表わすというL.の主張を例証するものと見なされる。なるほど、L.の指摘するとおり、これらの動詞は非完結的であり、事態が持続的に存在するという「状態」を表わしている。しかし、対象的事態が非完結的に「状態」として認知されるというのはどのようなことを言うのか。そして、「状態」を表わす動詞とは一体どのような動詞であるのか、探究されなければならないのはむしろこれらの点であろう。

「状態」を表わす動詞として分類されるのは、一般に場所・位置・関係・知覚・感覚・思考・認識等を表わす動詞である。その全部を本稿で網羅することは期すべくもないが、総じて言えば、これらの動詞が示す「状態性」は人々に形成されている知覚・認知の態勢を反映しているように思われる。例えば、山・川・海・森等々の自然的対象は日常生活において安定的・固定的な対象として知覚・認知されているのが常態であろう。このような知覚・認知の態勢が

人々の間に形成されるとともに山・川・海・陸・森等は人々の生活の背景・舞台を構成するものとして「地 ground」化され、これに対して人々の活動が「図 figure」として前景化される。「状態」を表わす動詞と呼ばれるものはわれわれが現実世界を知覚・認知する際の基盤ないしは枠組み framework となる知覚・認知の態勢を表わしているのではないかと考えられる。人々はこのような知覚・認知の基盤となる物の見方あるいは感じ方を「社会化 socialization」の過程において習得し、共同社会の一員として形成されるのである。

(16)-(18)の単純現在では対象の場所あるいは位置に関して人々の共有するような基本的枠組みに即して知覚・認知が行なわれていることを示しているように思われる。例えば、(16)-(17)では、人々に形成されている知覚・認知の基盤とも言うべき態勢に即して自然的・人為的対象が「場所的」「位置的」に捉えられることを受けて、この安定的・持続的な知覚・認知の態勢が‘lie’, ‘stand’に固有に具わる「状態性」として動詞に帰属されたものと考えられる。(18)のような場合には「定住」という人々の生活形態が係わるであろう。「定住」が共同社会に一般化するとともに「住む ‘live’」という行為そのものに対する人々の関心は希薄化して、むしろ人の住まいする場所が「所在地」として人々の意識に前景化する。このような共通の認知基盤の形成とともに‘live’は明確な始点も終点も持たない持続的な行為と感じられ、これが状態性として動詞‘live’それ自体に内属化されるのである³²⁾。

次の(19)-(21)もまた、通例、状態動詞として分類される動詞を含んでいる：

- (19) He *knows* Italian.
- (20) This carpet *belongs* to me.
- (21) This bread *contains* too much yeast.

動詞‘know’は典型的な状態動詞の一つであるが、(19)では「彼」がイタリア語を「話す」「書く」「読む」等の行為が現に経験される³³⁾ことを受けて、これらの行為を可能ならしめる要因が主語(「彼」)に持続的に内在する、換言すれば、主語がそれを「所有」と捉えられ、この安定的な知覚・認知の態勢が状態性として、‘lie’や‘live’の場合と同じように、動詞‘know’の意味として帰属せしめられたと考えられる。同じく、(20)でも「所有」という持続的な関係を介して動詞‘belong’に状態性が付与されると言えよう。「所有」という概念を生得的と見る向きもあるが、「所有」ということには「所有する側」と「所有される側」との間に一定の場所的ないしは位置的關係が見られるのであって、(21)でも「容器」と「内容物」が場所的關係において現に安定して知覚・認知されることを受けて、これが動詞‘contain’に本来具

わる状態性と見なされて内在化する。このように、いずれの場合にも場所的・位置的な把握が意識に前景化し、動詞はこの捉え方に従属していると言うことができるのではないかと思われる。

以上、「状態」を表わす動詞をいくつか瞥見したが、いわゆる状態動詞はわれわれが現実世界を知覚・認知する際に共通の基盤となる知覚・認知の態勢と不可分に関係している。(16)-(21)のような状態動詞の単純現在もまた、単なる一個人以上の「ひと」という共同社会的に同型化された立場において事態把握が行なわれていることを示しているように思われる。この観点に立って、以下、単純現在が「非完結性」ないしは「状態性」を表わすとおぼしき動詞についてもう少し考察の範囲を広げておくことにしよう。

4.2. 「時間」「金額」「重量」「寸法」「感覚」: (22)-(25)のような動詞の単純現在は、時間・金額・重量・寸法を測定するということが社会慣行として行なわれ、そのための「尺度」が制度として確立していることを受けて可能となるように思われる：

(22) It *takes* about half an hour to get to the airport.

(23) Tickets *cost* ten dollars each.

(24) She *weighs* 60 kilos.

(25) The pond *measures* about 2 meters across.

公的に定められた「度量衡」の尺度に依拠して人々が時間・金額・重量・寸法を測定するとき、人々の知覚・認知はこれらの「尺度」に規定されたものとなる。所定の尺度に即して対象を知覚・認知しようとするかぎり、人々は誰しもみな一個人以上の「公的な尺度による測定者」とでも言うべき者にならざるを得ないのである。(22)-(25)の‘take’, ‘cost’, ‘weigh’, ‘measure’を状態動詞と見るにせよ別種と見なすにせよ、これらが単純現在で用いられるのは、第1節の(1)で見たスケジュールの場合とも同じように、(22)-(25)においても話者が「公的」な尺度という特定個人以上の見地に立って、現に発話時に存在する事態³⁴⁾の認知を行なっているからであると考えられる。これによって、(22)-(25)は発話時点を含みつつも、発話時に限定されない時間的拡がりをもった内容を表わすものとなる。このように、話者も聴者も同一の尺度に従うことによって知覚・認知の態勢が互いに「同型化」するのであり、このような知覚・認知の仕方の人々は社会化の過程において内在化するのである。(22)-(25)の単純現在はこのように人々に形成されている共通の認知基盤に即した事態把握であることを示していると言えよう。

「痛み」「痒み」等の身体感覚あるいは視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚等の五感を表わす動詞の場合にも、(26)-(32)のように発話時に知覚されている刺戟を単純現在によって記述することが可能である：

- (26) I *itch* all over.³⁵⁾
- (27) My feet *hurt*.
- (28) My stomach *aches*.
- (29) I *smell* the gas.
- (30) I *feel* the heat here.
- (31) I *taste* the spices in it.
- (32) This pie *tastes* good. / What does the perfume *smell* like?

例えば、「痛み」「痒み」のような感覚は他者が身体に感じている刺戟それ自体をわれわれは直接体験することはできない。しかしこれにも拘わらず、自分の身体に感じる(あの)「痛み」あるいは「痒み」と呼ばれる刺戟を他人もまた経験しているものとわれわれは信憑している。(26)-(28)のような単純現在は、身体刺戟をこのように「痛み」あるいは「痒み」として範疇化する態勢、(22)-(25)に倣って言えば、身体刺戟を知覚・認知する「尺度」が共同社会的に形成されていることを前提として可能となるように思われる。換言すれば、「痛み」「痒み」等の刺戟に対する感覚器官の働かせ方が他者と共有されているということであり、このような共通の感覚基盤に拠りつつ、話者は現にいま身体に感じられる刺戟を「痛み」あるいは「痒み」として同定するのである。そして聴者もまた同じ感覚基盤に拠りつつ、それを「あの(「痛み」あるいは「痒み」と呼ばれる)刺戟」として同定することによって相互の意思疎通が可能となる。このように個々人の内部に形成された共通の感覚基盤をとおして人々は他者と「痛み」あるいは「痒み」の感覚を共有するのである。このとき、個々の人々はいずれも単なる一個人以上の「同型的な感覚基盤を有する者」となっていることが認められるであろう。野球のスクリプトという認知基盤に即して知覚・認知が行なわれることによって「野球」という事態把握が人々に共有されたように、共同社会的に形成されている同型的な感覚基盤に即した知覚・認知が行なわれることによって「痛み」あるいは「痒み」が他者に共有されるということが可能となるのである。(26)-(28)の単純現在はこのような共同社会的な「ひと」という見地に立って事態把握が行なわれていることを示すものと考えられる。

(29)-(32)の身体感覚についても、われわれは「見る」「聴く」「味わう」「匂う」「触れる」という五感の働きを介して身体に感受される刺戟を知覚・認

知するのが通例であるが、人々はこれらの感覚器官を互いに具えているのみならず、それぞれの器官の働かせ方、注意の向け方等を共同社会的に同型化していると思なすことができよう。この点は特に視覚や聴覚の場合に、感覚器官の働き方について「正常」/「異常」ということが言われうることから了解されやすいのではないと思われる。人々が制度として度量衡の尺度を共有し、この尺度に即して時間・金額・重量・寸法を測定するのとも類比的に、人々は個人として感受する刺戟を、このように他者と共有する五感の感覚基盤に拠りつつ知覚・認知するのである。これにともなって、知覚・認知の主体(=主語)もまた後景化し感覚の対象が前景化する。(32)のような例は尺度に即して度量衡を測る(22)-(25)の例と平行を成していると言えよう³⁶⁾。かくして、(29)-(32)の単純現在もまた、共同社会的に「ひと」として共有されている感覚基盤に即して知覚・認知が行なわれることを示していると考えられる³⁷⁾。

以上、身体感覚について述べたことは(33)-(35)のような心理を表わす動詞にも *mutatis mutandis* に当て嵌まる：

(33) *I love the idea of it.*³⁸⁾

(34) Listen, don't *hate* me because I can't remember someone immediately.

(35) It *frightens* me that you bought two guns and a knife.

'love', 'hate', 'like', 'fear', 'frighten', 'amuse', 'interest', 'excite', 'please', 'sadden', 'surprise' 等の動詞は、「好・悪」「恐怖」「滑稽」「面白味」「興奮」等々の感情あるいは情緒がどのような意識の働きであるのか、心身に感受される刺戟に対してそれぞれどのように心を働かせる³⁹⁾ ことを言うのか、この意識の働かせ方が人々の間に共有されていることを踏まえて相互の意味理解が可能になると考えられる。「人々を興奮の渦に巻き込む」「感動の輪が広がる」「人々が悲しみに包まれる」「喜びを分かち合う」等の言い方からも他者との感情・気分・情緒の「共有」という事実が窺知されるのではないかと思う。これらの動詞を「状态的」と見るにせよ見ないにせよ、要は(22)-(25)の度量衡あるいは(26)-(32)の身体感覚の場合とも同じく、(33)-(35)でも、情緒・感情・気分に関して人々に共通した意識の働かせ方が共同社会的な認知基盤として形成されていると思なしう点である。人々はこの意識機構を働かせ、これに拠りつつ「感情」「情緒」「気分」と呼ばれる心情を互いに伝え合うのである。シェフの動作がスクリプトという認知基盤に即して知覚・認知されることによって調理の「実演」と思なされたように、この共有の意識機構に即した事態把握が行なわれると同時に「愛・憎」「恐れ」「悲しみ」等々の感情が当

事者相互に理解される場所となる。このように、(33)-(35)の単純現在もまた、「ひと」として個人に形成されている共通の認知基盤に拠りつつ、心身に感受される刺戟の同定が行なわれていることを示すものと考えられる。

4.3. 「習慣」「普遍的真理」: 単純現在がいわゆる「習慣」「普遍的真理」を表わす例としてしばしば次のような文が引き合いに出される:

(36) *The sun rises in the east.*

(37) *I drink my whisky on the rocks.*

(38) *Sugar dissolves in water.*

これらの動詞 ‘rise’, ‘drink’, ‘dissolve’ は本来的には状態性を示さないと考えられる⁴⁰⁾にも拘わらず、(36)-(38)ではいずれも安定的・恒常的な事態が表わされている。「太陽は東から昇る」「砂糖には水溶性がある」のような言明は自然科学的な事実、物質の特性として学校教育をとおして人々に教え込まれる内容でもあるが、このような事態把握の基盤が共同社会的に形成されるとともに人々の現実理解 (= 事実認識) もまた同型化される所以となる。

(36)の話者は共同社会の誰しもがそうである、このように多かれ少なかれ同型化された観点⁴¹⁾に立って‘*The sun rises in the east.*’と発話時点における事態を認知するのである。そして聴者もまたこの観点を志向する。これによって、(36)は話者・聴者の属する「いま—ここ」を含みつつも、それに限定されない一般化された内容を主張する発話となる。(36)の単純現在は「太陽は東から昇る」という事態認知が共同社会的に形成されたこのような認識的基盤に即して行なわれていることを示すものにはかならない。(37)でも話者はこの共同社会的な認識基盤に即して当該事態を「私はオン・ザ・ロックでウィスキーを飲む」と認知するのである。かくして(37)も発話の「いま—ここ」に時間・空間的に制約されない時間的な拡がりを持った言明となる。これにともなって「ウィスキーをオン・ザ・ロックで飲む」ことが主語の「私」に起因する事態と見なされ、主語をそのようなタイプの人物として類型化することを可能にする⁴²⁾。このような事態認知は(38)の場合にはさらに顕在化する。(38)では主語(「砂糖」)もまた時間・空間の制約を超えて一般化され、その内容は砂糖の「性質」を述べたものとして意味解釈される。話者も、そして聴者も、共同社会の成員一般がそのように形成されている「ひと」という共通の認識基盤に拠りつつ事態を認知するのである。このような事態認知と同時に、(36)-(38)はそれぞれに持続性・恒常性を帯びた「習慣的事実」あるいは「普遍的真理」を表わす言明と見なされる⁴³⁾。

以上を要するに、「習慣的事実」「普遍的真理」等を表わす文に付帯する持続性・恒常性はこれらの文が共同社会的に共有された認識基盤に即して発話されていることによると言えよう。そして、それにともなってそれぞれの動詞もまた、状態動詞とは見なされないにしても、一定度の「状態性」を帯びるように感じられる次第となる。「状態」を表わす動詞を網羅することはすでに紙幅も赦さず、その用意もないが、最後に認識・思考動詞を一瞥しておくかなければならない。

4.4. 「思考」「認識」: 周知のように、思考・認識に係わる動詞も一般に状態動詞と見なされ、発話時における思考・信念・疑念・事実認識等が単純現在によって表わされる：

- (39) *I think / believe the highway's flooded.*
- (40) *I suppose / suspect the highway's flooded.*
- (41) *I understand (that) the highway's flooded.*
- (42) *I know / realize (that) the highway's flooded.*

遂行文を論じた 3. 2. 節でも述べたように、「断定」という行為は共同社会の成員＝「ひと」としての立場において行なわれる行為であり、(39)-(40)でも話者(＝主語)は「ハイウェイが水浸しである」という事態を事実と見なしてこれを請け合う。この請け合いを話者は(39)では補文節の内容が「(心に浮かんだ個人的な) 考え *thought*」あるいは「(個人的な) 信念 *belief*」であることを示しつつ、また(40)ではそれが「(既知の事柄からの) 推測 *supposition*」に拠ることを示しながら、あるいはそれに「多少の疑念 *suspicion*」を抱きながらも行なうのである。このように、「*I think (that...)*’, ‘*I believe (that...)*’, ‘*I suppose (that...)*’, ‘*I suspect (that...)*’のようにそれぞれに異なる意識を働かせながら事実を請け合うという行為が遂行されるが、いずれの場合にも「断定」が共同社会的な「ひと」の見地に即して行なわれるという構制は一貫して変わらない。「断定」がこの構制をとることによって、発話と同時に、補文節の事実性を話者が「ひと」として保証し、聴者もまた「ひと」に依拠してこれを真に受けるということが可能になる。(39)-(40)では、「*I think*’, ‘*I believe*’, ‘*I suppose*’, ‘*I suspect*’それぞれの言い方に相応する「断定」の強さ (*force*) で話者は「ハイウェイが水浸しである」という事実の受容を聴者に「促す」のである。このように、発言内容を請け合う際のそれぞれの意識の働かせ方が人々に共有されている、換言すれば、人々がそのような意識の働かせ方を同型的に形成していることを前提として、(39)-(40)のよう

な単純現在を行なわれうると考えられる。

(41)-(42) では、補文節の内容が人々によって「事実」と見なされていることが含意され、それぞれの動詞は「ハイウェイが水浸しである」という事実に対する主語（＝話者）の認識態勢を表わしている。例えば、(41)の‘understand’では、大略、主語は「(必ずしも「事実」として請け合わないが)伝聞した内容として(人々と同じように)認識する」⁴⁴⁾、(42)の‘know’では「[「事実」として請け合い(人々と同じように)認識する」⁴⁵⁾、また‘realize’では「[「事実」として請け合い(人々と同じように)認識するに至る]」のように、いずれの場合も多かれ少なかれ人々と共有する認識基盤を拠りどころとしていることが知られよう。「事実」であるとは共同社会の人々（＝「ひと」）によって「事実」と見なされているということであり、「事実」として認識するとは共同社会の人々と同型的な認識の態勢をとるということにはかならない⁴⁶⁾。そしてこれには一種独特の意識がともなう⁴⁷⁾。このような話者の事実認識が(41)-(42)の発話を介して聴者にも共有（＝意味理解）されるのである。かくして、(41)-(42)の単純現在もまた共同社会的に形成された認識基盤に即して事態認知が行なわれていることを示していると考えられる。

5. 結びに代えて

英語の単純現在はL.の主張する「事態の生起が発話と同時的であることを示す」といった次元のことがらではなく、共同社会的に形成され、人々に内在化している知覚・認知の共通基盤に即した事態認知と密接不可分に係わっていることが多少とも判明したのではないかと思う。

いわゆる状態動詞は人々の知覚・認知の基盤を成す安定的かつ持続的な反応態勢が動詞に固有の「状態性」として内属化したものにほかならない。角度を変えて述べれば、事態認知に際して舞台的背景として働く「場所的」な対象を固定的・安定的に捉える知覚・認知の基盤が共同社会的に形成されているのである。このような知覚・認知の共通基盤は、別して、度量衡に関する知覚・認知において明らかであろう。誰しも度量衡の尺度に即した知覚・認知を行なうのであり、そしてそのような知覚・認知が人々によって行なわれるかぎりにおいて、度量衡が度量衡として機能するのである。このとき人々は度量衡の尺度をと対象を知覚・認知する者として同型的に形成されていることが認められよう。同じことはいわゆる内面的な感情・感覚・思考・認識にも当て嵌まる。人々は自己の情緒・感覚・意識を他者に伝えるに際して、みずからの情緒・感覚・意識の働かせ方が他者にも共有されていることを信憑し、この共通基盤に依拠しつつ自己の知覚・認知の態勢を他者のそれに「重ね合わ」せるのである。この「重ね合わせ」、換言すれば、知覚・認知にお

ける「一体化」であるが、このことがそれぞれの情緒・感覚・意識を‘ache’「(あの) 痛みを感じる」、‘smell’「(あの) 匂いを鼻に感じる」、‘sadden’「(あの) 悲しみの情を感じさせる」、‘suspect’「(あの) 猜疑の気持ちを感じる」、‘know’「(人々と同じように) 事実として知覚・認知する」等々と単純現在によって記述・同定することと同時にこなされるのである。この構制によって、そしてこの構制をとることによってのみ、内面的な感覚・感情・意識等を人々が共有する、すなわち、相互に意味理解することが可能となる。

以上のことはチェスや調理の実演、野球の実況放送のように現実世界にもうひとつ別の現実を構築する場合にも当て嵌まる。人々は共有する知覚・認知の機構に依拠し、これに即して眼前の事態を「チェス」「野球」として知覚・認知するのである。実演あるいは実況放送に見られる単純現在、いわゆる「瞬時的 instantaneous」と呼ばれる単純現在の用法はこのような知覚・認知が行なわれていることを端的に示すものである。さらに、このような知覚・認知の次元を超えて日常実践的な次元ともなれば、人々はもっぱら共同社会の誰しもがそのような存在として規定される「ひと」という共通基盤に拠りつつ他者への働きかけを行なうのであり、このことは(明示的) 遂行文について眺めたとおりである。発話行為が「ひと」という同型者の見地において記述・同定されることによって同じく「ひと」とる他者を促すということが遂行されるのである。このときの単純現在もまた他の場合のそれと平行であること、もはや多言を用いるまでもあるまい。

われわれは共同社会のれっきとした成員として、感覚器官の働き方をはじめ、情緒・感情の抱き方、さらには思考・認識の仕方にとりて「ひと」として同型化されているのである。この視座に立つことによって言語研究、とりわけ意味論・語用論に新しい眺望が拓かれることになる。英語の単純現在⁴⁸⁾はゆくりなくもこのことを示唆しているように思われる。

注

本稿は、Langacker が (2001) の論考に続いて (2009) (2011) でも単純現在を論じていることを受けて、拙稿 (2006) の再論に及んだものである。なお、熊本言語学研究会例会 (平成 26 年 4 月) における発表に際しては市川雅巳、松瀬憲司の両氏から懇ろな評言を頂戴した。誌して謝意を表したい。また査読者の村尾治彦氏からは核心を突く論評を忝うした。本稿に見るべき箇所があるとすれば、氏の指摘を受けての再考によるものである。渝わらぬご芳情、感謝に堪えない。

1 現在時制で表わされた文の主動詞が担う単純形 the simple form を言う。

2 (1) を発話することがスケジュールの記載事項を「読み取る read off」ことであり、

これがスケジュールに記載された事項を活性化させて心的に再構成する。この心的に再構成されたもの、つまり ‘the profiled representing event’ が仮想的事態であると理解されるが、それではスケジュールの「記載事項」とは具体的にどのような内容であるのか。そして、「記載」とは一体どのような実態を言うのか。スケジュールつまり心的表示には ‘The plane *leaves* in ten minutes.’ と記載されていると言うのか。それでは、その場合の単純現在 ‘leaves’ はどのような理由で、そして誰によって、選択されたのか。なぜ (1) に単純現在が用いられるのかを論点としながら、記載事項にあらかじめ単純現在が書き込まれていると言うのでは論点の先取り *petitio principii* と評さざるを得ない。

3 ‘The English present tense specifies that an instance of the profiled process occurs and precisely coincides with the time of speaking.’ (p. 56) この場合の ‘present tense’ は言うまでもなく単純現在 ‘simple present’ を指している。

4 (2c) の発話と同時に「以後、気をつけます」という約束（行為）が遂行されるのであるから、‘I promise that I will be more careful.’ ということばは何を記述 *describe* しているかと言えば、そこで遂行される「以後、気をつけます」という約束行為を記述していることになる。そして、この約束行為は (2c) の発話によって構成されているのであるから、結局、‘I promise that I will be more careful.’ ということばは (2c) の発話それ自体を「自己言及的」に記述しているという次第となる。この自己言及性を「なぞる」と仮に言い表わしたのである。

5 「約束」では、未在の事態は話者を主体とする制御可能 *controllable* な事態であるのが通例だが、話者が主体として表面化しない場合（‘I promise *there will be no more delays.*’）にも事態が話者によって制御され得るという含意を伴う。したがって、「（現実には未在だが）期待されている事態」を請け合うということは話者自身の行為をとおして事態が現実に生起すること、つまり、その「実現」を請け合うことになる。

6 共同社会のれっきとした一員として「請け合い」ながら「請け合っ」た事態を実現しない（「約束を破る」）のは共同社会の成員を「騙（かた）る」行動と見なされ、「不誠実」「信頼のおけぬ奴」等々の社会的烙印 *stigma* を押される。ちなみに、グライスのいわゆる「協調の原理」に掲げられる *maxims* の、例えば、「嘘をつくなかれ Do not say what you believe to be false.」が人々の行動を規制するものとして作用するのもこのような社会的圧力に拠る。

7 遂行文の「遂行性」を説明するに際して、例えば Searle (1989) は遂行文に「自己言及的 *self-referential*」、さらには「執行的 *executive*」というような特性を付与するが、それもこの「なぞる」と同じ発想である。面白く思われるのは、L. がこのように単純現在の「同時性」を説明しようとして遂行文に拠りどころを得ようとするのとは反対に、Searle は遂行文の「遂行性」を説明するために単純現在の「同時性」に活路を求めている点である。いずれの議論も、しかし、首肯できるものではない。Cf. Searle (1989), 三木 (2000).

8 ‘In the case of scripts, some situations are ambivalent as to whether the events being

described are the actual ones of a performance or the virtual ones the performance instantiates.’ (p. 63)

9 L. のこの見解も短見と評さざるを得ない。Cf. Bolinger (1979).

10 L. の論理が理解しづらい所以でもあるが、本文でも引用として掲げた ‘he might also be describing the virtual representing events which constitute it (i.e. a script)’ の ‘describing the virtual representing events’ の具体的な内容が判然としない。ことばによって記述 describe することが可能な ‘the virtual representing events’ とはいかなるものであるのか。(心像か。) スクリプトを「読む read」ことによって virtual representing events なるものが成立するという L. の主張であるが、比喩的な言い方であるにしても、「読む」ことによって成立した対象をことばで「記述する」とはどのような事情を指すのか、詳らかではない。

11 ‘What I incline to say, instead, is that the expressions directly describe the virtual events of the script.’ (p. 64)

12 ‘In another style of narration, the chef describes each action *before* performing it, as in (14b) [= (4)].’ (p. 64)

13 ‘One problem is *durational*: most bounded events that we might have occasion to talk about happen not to be the same in length as the time required to utter a clause describing them. It takes at most a second to produce the sentence *He mows the lawn*, but the actual mowing is likely to take far longer.’ (pp. 58-59)

14 ‘There is also an *epistemic* problem: by the time we observe an event to find out what is happening, it is already too late to initiate a description that precisely coincides with it.’ (p. 59)

15 ‘...*for some reason* [italics mine], the speaker carries out a series of bodily movements and describes each one as it occurs’ (p. 60)

16 ‘...the events described do in fact have just about the right duration. A longer event, like the manager walking from the dugout to the pitcher’s mound, would normally not be reported in the simple present. Also, the events in question are highly stereotyped, to the point that they can be identified very quickly and even anticipated.’ (p. 60)

17 (7) の実況中継のようにスクリプトが関与する例を L. は ‘special viewing arrangements’ と呼び、通常の「現実的」な事態を記述する ‘the default viewing arrangement’ とは区別する。‘the default viewing arrangement’ とは ‘the interlocutors are together in a fixed location from which they observe and report on actual occurrences in the world around them. (p. 59) のような状況を言う。

18 L. の主張により正確に従えば、「仮想的事態の記述を現実の選手の動きに合致するように発話した」と言うべきであろう。しかし、仮想的事態を記述するという行為を現実の選手の動きに合致するように行なうというのがどのようなことを言うのか(はたして、そのようなことが可能かということも含めて) 詳らかではない。

19 話者は一般市井人 (laymen) として人々が共有している(であろう)物の見方(=「通念」)に拠りつつ事態を捉えるのである。一回きりの出来事であっても典型的に把握

するということは行なわれうる：What do you think of that! Bob *smashes* up my car, and then *expects* me to pay for the repairs. [Quirk *et al.*, p. 376]

20 対象的事態はことばによって記述 describe / 同定 identify されることにおいて「意味」を帯びたものとなるが、対象の意味理解という面に比重を置いた言い方が「同定」であり、ことばの使用という面を焦点化したのが「記述」と言えるのではないかと思う。

21 ‘So given the reality of the situation, we are no doubt prepared to cut the announcer a bit of slack in regard to temporal coincidence. We might also say that the play-by-play style of announcing is based on a *fictive viewing arrangement*, where the fiction of simultaneous reporting is adopted for sake of convenience and “vividness.” (p. 60) このような「同時性」を単純現在について主張するのがの外れであることはラジオの実況放送を想ってみれば容易に了解されよう。アナウンサーが単純現在を使ってどれほど選手の動きに解説を合致させるよう努めたとしてもそもそも聴衆には選手の動きは直接見えないのだから。ラジオを聴く人々はアナウンサーの解説をとおして野球に没入し、心中にありありと状景を描き出すのである。この心に浮かぶ状景と同時的に記述が行なわれると L. が言うのであれば、それは前後転倒 *preposterous* した議論であろう。ことばによる記述 (= 事態把握) の結果として副表象 *epiphenomenon* としての「心像」もまた浮かぶのである。

22 関連して言えば、(1) のように単純現在が「予定」を表わす場合には、公共交通機関の運行や時刻表に合わせて行動を規制される「一般利用者」としての立場、もしくは個人の行動に制限を受ける「団体の一員」「組織人 *an organization man*」としての立場において発話が行なわれていると言えよう。(5) のチェスの例については、(7) の野球の実況放送と同じく、「チェスを知る者」としての認知が当事者相互の間に成立していることは見易いところであろう。ついでながら、奇術師が口上で「帽子にウサギを入れます」「ハンカチを被せます」等と述べた後、ハンカチを取ってみると帽子の中のウサギが消え失せているという場合、これら一連の単純現在で記述される動作は「手順」であると同時に人々の「通念」ないしは「経験則」を表わしている。経験則に従うかぎり、ウサギは帽子の中にある筈であるが、これが通念に反して消え失せるという仕掛けである。手品の面白さはこのように通念あるいは常套の推理が覆されるところにある。単純現在が頻用される所以である。関連して、口頭の語り *oral narrative* における単純現在やジョーク *jokes* に頻繁に観察される単純現在も人物の「類型化」、行動形態の「定型化」が係わる。そして、それはまた人々の共有する「価値観」の確認 *reaffirmation* ともなる。Leech (2004: 11) が *oral narrative* について ‘a highly-coloured popular style’ と述べている点、あるいはバルグソン (1938: 19) の言う「機械的なこぼり」等も恐らくこの点と関連するであろう。三木 (1998) も参照。

23 Kitagawa & Lehrer (1990: 749) は「非人称 *impersonal* の *you*」を論じる文脈で次の例を取り上げ、単純現在の用法に言及している：(i) *You’re going down the highway, you’re having a wonderful time, singing a song, and suddenly—You get into an argument.* / (ii) *You are in Egypt admiring the pyramids and feeling that you have really left your own*

world and time behind when suddenly you *meet* your next-door neighbor from home. この (i) (ii) のようなタイプの談話を Kitagawa & Lehrer は ‘life drama’ と呼んでいるが、例えば、(i) の最後の単純現在を進行形に代えたとこのエピソードの落ち *punch line* が無くなってしまふ旨を指摘している。単純現在による記述が「一般化」された見地に立つて行なわれるという本稿の観点からは極めて示唆的なコメントである：‘What is remarkable about this ‘life drama’ subtype is that its [i.e. impersonal *you*’s] occurrence (with the progressive mode) is limited to the ‘scene setting’ portion of a mini-tale whose ‘resolution’ is presented in the present tense. It is as though the occurrence of impersonal *you*’s in the progressive context is licensed by the more normative final *you* with the present tense situated in the resolution portion of the tale. If the resolution portion were to be given in the progressive mode (e.g. ‘and suddenly...*You are getting* into an argument’ for (29)[=(i)]), it would lose the ‘punch line’ force and might only function as a prolonged continuation of the ‘scene setting’, leaving the audience still expecting the resolution.’ (p. 749)

24 話者の動作は token として「模範 type」を体现しているとは言え、原理上、それは不完全な代物である。

25 言語について言えば、「模範」とはわれわれに「内蔵」するとされる文法 *grammar* に相当する。

26 いわゆる「理想的な話し手—聞き手 *the ideal speaker-hearer*」は、それに託された意図がどうであれ、認識論的には「ひと」と等価である。

27 このような見方を奇異に感じる向きがあるかも知れないが、例えば、総称的 generic な ‘*you*’ の用法 (‘*You can’t take it with you.*’) も話者・聴者がこのような見地に立つことによって成立する。それは眼前の聴者を指しつつも、それにとどまらず、人々一般をも指示している。この認識が L. には欠落している。

28 例えば、三木 (2009a)。

29 「約束」という行為には、その前提として当事者の間で何らかの判断が共有されていることが求められるように思われる。例えば、‘*I will be here tomorrow.*’ 「明日、ここに来ます」という発話が「約束」となるためには「(私が) 明日、ここにいる」ことが話者・聴者に「(そう) あるべき事態」として了解されていることが必要である。この前提を欠く場合には、‘*I will be here tomorrow.*’ は「予測 *prediction*」となっても「約束」とはならない。Cf. 三木 (2000)。

30 Halliday & Matthiessen (2014: 146) はこれを ‘*the validity of the information*’ と呼んで、旧来の ‘*true/false*’ の概念を斥ける：‘*The relevant concept is that of exchangeability, setting something up so that it can be caught, returned, smashed, lobbed back, etc. Semantics has nothing to do with truth; it is concerned with consensus about validity, and consensus is negotiated in dialogue.*’ 傾聴に備する一節であろう。

31 否定に関しては Miki (2012)、また疑問文については三木 (2009b) 等を参照。

32 Cf. ‘*At present he lives in Washington.*’ これとも類比的に、衣服を身に纏うことが生活様式として慣習化すると動詞 *wear* も意味を希薄化させる。例えば、‘*They wear*

black clothes.’では「(人の)身なり」「装束」という慣習的・一般的な観点が前景化される。これとも相俟って、「身に纏う」行為は人々の意識において後景化し、その分 wear は「状態性」を付帯する。これに対して‘They were wearing black clothes.’では(ある特定時における)衣服の纏い方、その様態が前景化する。Cf. 注 36. ちなみに、He sat reading the paper. などでも sit は後景化し、read the paper が前景化する。

33 認識を表す know の定義は実際にはもう少し複雑である。‘know French’とはフランス語の「話し方」「書き方」「読み方」等に精通していることであり、フランス語を「知る」人々と同じ意識・認識の働かせ方を身につけていることを言う。後述する(41)-(42)を参照。

34 むしろ、「発話時において妥当する事態」と言うべきかも知れない。Cf. 注 30.

35 ‘It hurts if you touch it.’などでは「習慣的」な事態が表わされる。Halliday (2005: 336)によれば、ache は一般に「(反復的ではなく)持続的な痛み」‘pain which is continuous (but non-recurrent)’を表わし、発話時に持続する痛みについて‘It aches all the time.’と言うのは可能だが、習慣的な痛みについて‘It aches if you touch it.’とは言いにくい‘less likely to say’とのこと。

36 「痛み」「痒み」の場合には‘I am itching all over.’/‘My back is really hurting me.’のように進行形が可能であるが、五感の場合には同じ程度に一般的ではない。進行形は「個人的」な観点からの事態認知と考えられるが、(32)のような言い方からも窺われるように五感の方が感覚機構としてより「制度化」されているということになるかと思われる。三木(2002)も参照。

37 元来、感覚器官をとおして行なわれる事態認知(‘This pie tastes good.’)は、感覚器官が意識の上で後景化されるとともに対象に帰属する状態・性質として捉えられ、これが前景化する(‘This pie is good.’)。

38 ‘I love Western music.’のような例は「習慣」を表わしている。なお、‘want’, ‘intend’, ‘desire’, ‘hope’, ‘wish’, ‘anticipate’, ‘expect’等は、概ね、心理を表す動詞に準ずるのではないかと思われる。

39 ‘like’, ‘hate’, ‘dislike’, ‘fear’等では刺戟を感受する者 experiencer からの働きかけが感じられる。この働きかけが少ないほど‘frightening’, ‘interesting’, ‘exciting’等の言い方が容認されやすいように思う。

40 Cf. Ljung (1980: 25).

41 論証に見られる‘Research shows that a high-fibre diet may protect you from bowel cancer.’/‘This indicates whether remedies are suitable for children.’等の主張も通例この観点到即して行なわれる。

42 Leech (2004: 12)の挙げる‘In *The Brothers Karamazov*, Dostoevsky draws his characters from sources deep in the Russian soil, not from fashionable types of his day.’の単純現在は「習慣」「性向」を表わす(37)に準じると考えられる。話者は『カラマゾフの兄弟』に観察されるドストエフスキーの筆致を範疇化し、この作品(あるいはこの作品をとおして観察される作者)の特徴を示そうとするのである。三木(2006)参照。

43 (16) の ‘Belgium *lies* between France and the Netherlands.’ も「普遍的」な言明と見ることが可能である。そして既述のように、‘Belgium’, ‘France’, ‘the Netherlands’ が固定的な「場所」として把握されるとともに動詞 *lie* に状態性が付与される。なお、‘A security guard *stands* in front of the station.’ / ‘The earth *revolves* around the sun.’ でも持続性・恒常性が表わされるが、通例 ‘a security guard’, ‘the earth’ は非固定的に捉えられる。

44 OALD⁶ はこの用法に ‘to think or believe that sth is true because you have been told that it is’ の語義を与えている。Cf. ‘I *understand* that you hold certain patents in connection with a turbine engine. *Is that true?*’ なお、「(…と) 伝聞している」の他に ‘I *understand* that this is very complex.’ では「(…であることが) 分かる」の意も表わされる。ちなみに、‘I *see* the highway’s flooded.’ 「なるほどハイウェイは水浸しだ」では主語が「直接経験した内容として (人々と同じように) 認識する」ことが表わされるが、‘I *hear* the highway’s flooded.’ のような伝聞 *hearsay*、つまり間接経験による場合 (「伝聞した内容として (人々と同じように) 認識する」) に比べて補文節の事実性に対する話者の「請け合い *commitment*」は一般に強い。この場合、Anderson (1986: 275-276) によれば、強勢は ‘I *hear/heard* (that) Mary won the PRIZE.’ のように *hear* には置かれない。Cf. I *HEARD* she won it, but nobody told me what the prize WAS. また、*Francesca tells me* you’re a champion skier. 等も伝聞的なエヴィデンシャル *evidential* として機能する。

45 ‘*I *knew* you would come, but I was wrong.’ は意味的に *incongruous* となる。

46 これには「史的事実」‘The English navy *defeated* the Spanish Armada in 1588.’ も含まれる。

47 事態を「正しく」把握しているという意識ないしは「確信」「熟知感」等が付帯する。

48 動詞の単純形がなぜこのように人々に共有されている知覚・認知の仕方を表わすのに用いられるのかという基本的な点については、3人称の現在形の活用語尾 *-s/-es* を除けば、英語の場合、単純形が *citation form* でもあり、それが動詞の範疇化に直接関与する形態であるからということになるのではないと思われる。太郎が歩く、次郎が歩く等々の事態が「(人が) 歩く」のように「ひと」の見地において範疇 (=概念) 化されるのであり、同じ要領で ‘*ed*’ はどの特定の過去時に言及するのでもなく「過去性」を表すものとして、そしてこれとの対比で現在形は「非過去性」を表すものとして範疇化される (この場合、3人称の *-s/-es* も「第三者的単一性」のように概念化されている)。名詞「イス」もまた「ひと」がしかじかの使い方をするものとして範疇化されているのであって、言語なるものは共同社会的な「ひと」の次元に成立している。いわゆる「言語の無限性」はこの事実と不可分の関係にある。

References

- Anderson, L. B. (1986) ‘Evidentials, paths of change, and mental maps: typologically regular asymmetries.’ W. Chafe & J. Nichols (eds.), *Evidentiality: The Linguistic Coding of Epistemology*, 273-312. Ablex.

ベルグソン、H. (1938) / 林達夫訳『笑い』岩波文庫。

- Bolinger, D. (1979) 'To catch a metaphor: *you* as norm.' *American Speech* 54, 194-209.
- Brisard, F. (2002) 'The English present.' F. Brisard (ed.), *Grounding: The Epistemic Footing of Deixis and Reference*, 251-297. John Benjamins.
- De Wit, A. and F. Brisard (2014) 'A Cognitive Grammar account of the semantics of the English present progressive.' *Journal of Linguistics* 50, 49-90.
- Halliday, M. A. K. (2005) 'On the grammar of pain.' J. J. Webster (ed.), *Studies in English Language: Vol. 7 in the Collected Works of M. A. K. Halliday*, 306-337. Continuum.
- Halliday, M. A. K. and C. M. I. M. Matthiessen (2014) *Halliday's Introduction to Functional Grammar*. 4th Edition. Routledge.
- Kitagawa, C. and A. Lehrer (1990) 'Impersonal uses of personal pronouns.' *Journal of Pragmatics* 14, 739-759.
- Langacker, R. W. (2001) 'The English present tense.' *English Language and Linguistics* 5, 251-272.
- Langacker, R. W. (2009) 'The English present: temporal coincidence vs. epistemic immediacy.' R. W. Langacker, *Investigations into Cognitive Grammar*, 185-218. Mouton de Gruyter.
- Langacker, R. W. (2011) 'The English present: temporal coincidence vs. epistemic immediacy.' Adeline Patard & Frank Brisard (eds.), *Cognitive Approaches to Tense, Aspect, and Epistemic Modality*, 45-86. John Benjamins.
- Leech, G. (2004), *Meaning and the English Verb*. Third Edition. Pearson.
- Ljung, M. (1980) *Reflections on the English Progressive*. Acta Universitatis Gothoburgensis.
- 三木悦三 (1998) 「語法研究とレトリック」小西友七先生傘寿記念論文集『現代英語の語法と文法』305-313. 大修館書店.
- 三木悦三 (2000) 「サールと「遂行性」」熊本県立大学文学部紀要 7, 33-57.
- 三木悦三 (2002) 「中間構文と「総称化」一認知言語学的方法に寄せて」熊本県立大学文学部紀要 8, 1-23.
- 三木悦三 (2006) 「ラネカーと現在時制」熊本県立大学文学部紀要 12, 101-123.
- 三木悦三 (2009a) 「命令文の語用論—関連性理論に寄せて」熊本県立大学文学部紀要 15, 15-41.
- 三木悦三 (2009b) 「疑問文の語用論」西川盛雄教授退官記念論文・随想集刊行会編『言語理論の展開と応用』36-50. 英宝社.
- Miki, E. (2012) 'Carston on metalinguistic negation.' Akiko Yoshimura *et al.* (eds.), *Observing Linguistic Phenomena: A Festschrift for Professor Seiji Uchida on the Occasion of His Retirement from Nara Women's University*, 179-190. Eihosha.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman.
- Searle, J. R. (1989) 'How performatives work.' *Linguistics and Philosophy* 12, 535-558.
- Wierzbicka, A. (2006) *English: Meaning and Culture*. Oxford University Press.